

## 聴覚障害者が求める文字による情報保障

長谷川 洋

- 1 かつては、要約筆記しかなかった。しかしその頃でも、「要約」は手段であり、目的ではなかった。「要約」しないで済むなら、要約しない。
- 2 しかし、「要約筆記」という言葉が一人歩きして、「話されたまま書くと分かりにくい」ので、必ず「要約」して書くのが、要約筆記者の必須条件となってしまった。いかに元の文を再構築して、要約するかが要約筆記者の技術、専門性となってしまった。
- 3 しかし等価性を維持しながら、元の文を1/5の字数で「要約」というのは、殆ど不可能である。話を聞きながら、そうした作業をするというのは更に難しい。
- 4 また「要約筆記者は通訳である」という考え方があるが、「話し言葉」を「書き言葉」という別の言葉に変換するのが要約筆記であるという理論が展開されている。直訳はレベルが低く、意識はレベルが高いという音声語の通訳と同じ理論を適用し、いかに元の話し言葉を異なる「書き言葉」に変換できるかという価値判断を導入している。
- 5 このように、要約筆記の方向が中途失聴・難聴者の求めるものと別の方向に走るようになってしまったのは、要約筆記の現場の苦労は要約筆記者にのみ共有されていて、1/5しか書けないという壁を乗り越える問題は要約筆記者が解決するしかないという中で、起こったことではないのか？
- 6 こうした問題に、もっと聴覚障害者も関わっていたら、別の方向に行っていた可能性があるし、パソコン連係入力が出てきた段階で、依然として一人入力を主とするような考え方は出てこなかったのではないだろうか？
- 7 「聴覚障害者も、基本的には、話の全てを知る権利を持っている」「話の取捨選択権は、聞く人にあり、通訳が行うものではない」という原則は、多分誰でもご存じのはずである。いろいろな制約のため、実現できなかったが…。
- 8 要約筆記者は、これを踏まえた上で、現実の壁を乗り越えるためにいろいろな工夫をしてきた。ところがある時点で、この工夫がなければ、要約筆記ではないという本末転倒が生じてしまったのではなかろうか？ 話されたものを全て書くことができるときでも、この工夫（技術）抜きでは、要約筆記者とは言えないという自縄自縛に陥ってしまったのではないだろうか？
- 9 こうした局面で、要約筆記者と一緒に悩む聴覚障害者の姿・声が希薄である。多くの聴覚障害者は、要約筆記者に支援はしてもらおうが、その悩みを知ることなく、ただ有り難いと受け入れてきたのではなかろうか？
- 10 なぜそうなったか？ 聴覚障害者は、話された元の話を知らないので、表出されたものとの比較ができない。そこで、どのような要約筆記者の苦労や工夫があったかを知ることができない。極めて残念なことであるが、要約筆記者の必死の苦労や思いは、その恩恵を最も受ける聴覚障害者が知らないままなのである。すなわち、話を聞くことができたという点では、要約筆記者が居て良かったという喜び、感謝の気持ちはあるが、もう一つ深いところで共感できないままの関係となってしまう。
- 11 このようにして、要約筆記は、聴覚障害者が求めているものとは関係なく、いかに元の話再構築できるかという方向に進んでしまった。これは、日本特有の要約筆記の歴史とも関わっている

(元々タイプ文化がない、ワープロでもかな漢字変換が必要、速記タイプもそのままでは使えない→OHPで透明シートに手書き)。

- 12 こうした方向は、昨年決まった新しい厚労省準拠の要約筆記講習会カリキュラムに明確に現れた。二人書きや、パソコン連係入力はオプションとなり、主流は、要約技術の錬磨を目指す一人書き、パソコンでは一人打ちが主流となった。

今後、聴覚障害者の社会活動が専門的分野に広がり、そうした場での情報保障、大学などでの情報保障、裁判員制度などでの情報保障など要約しないことが求められる場が増えていく流れに、このカリキュラムで養成した要約筆記が付いていけるかどうか？

- 13 東京で、パソコン文字通訳講習会が行われているのは、6箇所？(東京都、中難協、江戸川区、多摩市、町田市、狛江市) しかし、連係入力を教えているのは、江戸川区と狛江だけ。これで、東京都の中途失聴・難聴者の要望に応えられるのであろうか？

- 14 話されたままを入力するというのは、100%話されたままを入力ということか？ ケバと言われる「あの一、つまりその一、まあ、ですから、」なども全て入力するのか？ 繰り返し(しかし、しかしながら)(東京は、人口が最も多い東京は)は、そのまま入力するのか？

こうした点が、今年のシンポジウムで「全文通訳とは？」というテーマで、話題となった。しかしこの「全文通訳」という言葉は、正に「全文」を求めているわけで、いろいろ省いていけば、それはもう「全文」ではなくなる。「全文通訳」と言ってもいろいろな形があるというのは、何か変である。

- 15 いろいろな形がある「全文通訳」という言い方は矛盾しており、適していないので、私たちの求める文字による情報保障の形を「文字通訳」と呼んだらどうかと考える。「通訳」の条件の一つが、「等価性」であり、外交など重要な場面で、交渉相手が話した全てが本人に伝わらなければ、交渉を進めることはできない。音声言語の場合は、言語は異なるので、内容的に等価であるということになる。一方、聴覚障害者への文字による情報保障では、言語は同じなので、話されたものと入力表示されたものが等価であるということになる。

- 16 この場合、「等価」の基準は、どうなるか？ 場面によって異なるのではないかと考える。裁判における情報保障で、被告や証人とのやりとりの場合は、声の調子まで含んだ非常に厳密な全文通訳が求められるであろう。しかし、大学の講義の情報保障では、内容が高度に専門的な場合でも、声の調子までは求められないし、いわゆる「ケバ」などは削除されよう。更に、一般の講演会などでは、内容に欠落がなければ、全文通訳と言ってよかろう。内容に欠落がないという意味は、全文を完全に記録したものと、文字通訳されたものの両方を見て(「照合」と言うことにする)、差異があってもその差を感じないような通訳である。

- 17 文字通訳であるための条件

- 1) 話された内容が全て含まれていること
- 2) 意図的な再構築、整文がないこと
- 3) 話者の言葉、言い回しを尊重し、そのまま通訳することを基本とすること